

佐世保市土地家屋調査業務の契約事務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市が発注する土地家屋調査業務の公正かつ適正な契約事務について、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号。以下「調査士法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号）、佐世保市財務規則事務取扱要領（平成17年9月8日実施）、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱（平成25年10月2日施行。以下「基幹要綱」という。）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地家屋調査業務 調査士法第3条第1項第1号から第6号に規定する業務をいう。
- (2) 土地家屋調査士 同法第8条第1項に規定する名簿に登録された者をいう。
- (3) 土地家屋調査士事務所 同法第20条に規定する事務所をいう。
- (4) 土地家屋調査士法人 同法第26条に規定する調査士法人をいう。
- (5) 公共嘱託登記土地家屋調査士協会 同法第63条第1項に規定する協会をいう。

(登録資格)

第3条 基幹要綱第4条に定める佐世保市業務委託・役務入札参加資格者名簿の「不動産鑑定業務・土地家屋調査業務（業務内容②）」の区分に業者登録をする者は、土地家屋調査士事務所又は土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会でなければならない。

(予定価格の積算方法)

第4条 土地家屋調査業務の予定価格は、積算システムによる積算又は次条による参考見積を徴する方法により積算するものとする。

(参考見積による予定価格の積算方法)

第5条 参考見積による予定価格の積算を行う場合は、次の手順を参考に算出するものとする。

- (1) 土地家屋調査士への参考見積及び内訳書の作成依頼を行う。

ア 業務内容や見積条件が把握できる仕様書のほか、業務範囲が分かる位置図や法務局備付けの地図類、登記事項証明書等を提示する。

イ 国土交通省が公表する公共嘱託登記（土地家屋調査士）積算基準・委託歩掛及び設計業務委託等技術者単価に基づく積算をした参考見積書及び内訳書の作成を依頼する。

ウ 原則として、参考見積を依頼する業者数は3者以上とする。

(2) 作業種別ごとの数量及び単価の確定を行う。

ア 土地家屋調査士から提出された参考見積書及び内訳書をもとに、作業種別ごとの数量及び単価を確定させる。

イ 作業種別ごとの単価は、国土交通省が公表する公共嘱託登記（土地家屋調査士）積算基準・委託歩掛及び設計業務等技術者単価に基づき算出される単価とする。ただし、歩掛りがない項目の単価は、見積りによるものとする。

(3) 確定させた数量及び単価を用いて積算し予定価格を算出する。

（ランダム化による最低制限価格の決定）

第6条 土地家屋調査業務の競争入札においては、ランダム化による最低制限価格の決定を行うものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年3月3日から施行する。ただし、第4条から第6条の規定は、令和8年度以後に締結する契約について適用する。